

平成 26 年度事故防止対策支援推進事業  
「運行管理の高度化に対する支援等」の募集について

国土交通省 平成 26 年 6 月 20 日  
国土交通省

国土交通省自動車局では、自動車運送事業における交通事故防止のための取り組みを支援する観点から、平成26年度における事故防止対策支援推進事業を以下のとおり実施することとしましたのでお知らせします。

また、平成26年3月に発生した北陸道バス事故を踏まえ、運転者の体調急変に伴うバス事故を防止するための対策として、「過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援」にかかる補助対象機器の拡充を行いますので併せてお知らせします。

1. 実施する補助事業

(1) 運行管理の高度化に対する支援

[1]補助対象機器: デジタル式運行記録計及び映像記録型ドライブレコーダーであつて、国土交通大臣が認定したもの

[2]補助率: 取得に対する経費の1/3

[3]補助限度額(機器1台あたり)

○デジタル式運行記録計

車載器: 3万円 事務所機器: 10万円

○映像記録型ドライブレコーダー

車載器: 2万円 事務所機器: 3万円

[4]1事業者あたりの上限額: 80万円

(2) 過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援

[1]補助対象機器: 下記の機器であつて、国土交通大臣が認定したもの

○ITを活用した遠隔地における運転者の疲労状態を測定する機器

○運行中における運転者の疲労状態を測定する機器

○休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器

○運行中の運行管理機器

[2]補助率: 取得に対する経費の1/2

[3]補助限度額: 原則特に無し(詳細につきましてはHP参照)

[4]1事業者あたりの上限額: 80万円

(3) 社内安全教育の実施に対する支援

[1]補助対象コンサルティング: 国土交通大臣が認定したコンサルティングメニュー

[2]補助率: コンサルティング利用に対する経費の1/3

[3]1事業者当たりの上限額: 100万円

## 2. 北陸道バス事故を踏まえた補助対象機器の拡充

「過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援」について、以下のとおり補助対象機器の拡充を行います。

- 運転者の体調異常を検知し警報するシステムとして、生体センサーによる警報装置や車両挙動による警報装置について補助対象機器に追加認定
- 疾病や過労の未然防止を図るため、睡眠計や携帯型心電計など最新ヘルスケア機器について補助対象機器に追加認定

## 3. 補助事業の内容

補助対象事業者、補助対象機器、申請方法等補助制度の内容につきましては、国土交通省のホームページの以下のページに掲載されております。

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html>

## 4. 補助事業の交付申請受付場所・受付期間

○交付申請受付場所: 最寄りの各地方運輸局、運輸支局等

○申請受付期間

(1) 運行管理の高度化に対する支援

平成26年7月1日～平成26年11月28日

(2) 過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援

平成26年7月1日～平成26年11月28日

(3) 社内安全教育の実施に対する支援

平成26年7月1日～平成26年7月31日

## 5. 留意点

- ・申請受付期間中に申請総額が予算額に達した場合は、申請受付期間中であっても申請受付を終了致しますのでご注意ください。
- ・運行管理の高度化及び過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援の補助対象は、平成26年4月1日以降導入したものが対象となります。

## 「問い合わせ先」

国土交通省自動車局安全政策課 岩本、鯖戸

TEL: 03-5253-8111 (内線 41625,41624) 直通 03-5253-8566 FAX: 03-5253-1636